

6 長期休業補償コース

申込人
本人

ヤマハ株式会社 が保険契約者となる団体契約です。
 保険正式名称: 団体長期障害所得補償保険
 セットされる主な特約: 天災危険補償特約、精神障害補償特約 (L1S・L2Sの場合)

ポイント

- 『**団体経由でしか加入できない**』長期の所得補償です。
- 就業障害により、やむなく中途退職せざるを得なくなった場合も、お支払い要件を満たす限り補償は継続します。**
- 精神障害補償特約をセットした場合、うつ病などの所定の精神疾患による就業障害も対象にできます (最長24か月補償)!**
- 保険料25%割引***が適用されています。
*団体割引: 25%

注意 — 現在、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時に、あらためて健康に関する告知を行うことにより、告知の内容によっては特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除して継続加入いただくことができます。

【再告知をされる場合のご注意】

- ◎再告知の結果、継続加入できないことがあります。
- ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
- *詳細は団体長期障害所得補償保険 (GLTD) パンフレット別冊の別冊8、9に記載をしておりますのでご覧ください。

長期療養リスクは死亡リスクに比べ、むしろ深刻です!

国や会社の制度や生命保険や医療保険などではカバーが困難な大きなリスクです。

	長期療養中	死亡時 (参考)
給与	休業、退職、収入ストップ	退職金、弔慰金が給付される
公的給付	障害年金が給付される (重度の場合のみ)	遺族年金が給付される
住宅ローン	返済が継続	団体信用生命保険の給付により完済
生命保険	保険料の支払いが継続	死亡保険金が給付される
年金	保険料の支払いが継続	保険料の支払いは不要に
生活費	引き続き必要	本人の分は不要に
教育費	引き続き必要	引き続き必要
医療費	さらに医療費が必要に	本人の分は不要に

月収・ボーナスが減少するにも関わらず、
 生きている限り
 経済的負担は続きます。



保険期間: 2026年1月1日 16:00~2027年1月1日 16:00

月払保険料表

1口あたりの保険金額 (支払基礎所得額): 10万円
 ただし、1人あたりの加入限度口数は5口(最高保険金支払月額50万円)までとなります。

免責期間: 365日 (免責期間中の一時的復職日数の取扱いを協定書で定めていません。)
 保険金支払対象期間 (てん補期間): 保険始期日時点の被保険者の年齢が15~54才の場合、60才に達する誕生日の前日まで
 保険始期日時点の被保険者の年齢が55~59才の場合、4年
 ただし、「精神障害補償特約あり」の精神障害による就業障害の場合は、基本契約のてん補期間にかかわらず、保険金の支払いは24か月が限度となります。

	精神障害補償特約なし		精神障害補償特約あり	
	54才までの方	55才~59才までの方	54才までの方	55才~59才までの方
1口あたり	保険金額 (支払基礎所得額) 10万円			
ご加入ランク名	L1	L2	L1S	L2S

精神障害補償特約なし	保険金額	ランク名	性別	15~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	ランク名	55~59才
				10万円	L1	男性	578円	595円	638円	766円		1,102円
			女性	388円	504円	658円	947円	1,460円	1,931円	2,078円		2,349円

精神障害補償特約あり	保険金額	ランク名	性別	15~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	ランク名	55~59才
				10万円	L1S	男性	632円	671円	790円	983円		1,362円
			女性	420円	547円	756円	1,077円	1,623円	2,115円	2,285円		2,566円

<補償に関するオプション> 精神障害補償特約

所定の範囲の精神障害 (注) を被り、これを原因として生じた就業障害についても保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険料の支払いは、基本契約の保険金支払対象期間 (てん補期間) にかかわらず免責期間終了日の翌日から起算して24か月が限度となります。

(注) 統合失調症、躁病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害等。
 詳細は団体長期障害所得補償保険 (GLTD) パンフレット別冊の別冊2をご覧ください。

<加入口数選択にあたってのご注意>

就業障害発生時の直前1年の平均所得額 (※) を超えている場合は、その超えた部分について保険金をお支払いできません。また、公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均所得額の50%の範囲内で適切な口数をお決めください。

(※) 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月額額をいいます。

Q&A

Q 業務復帰後も補償はありますか?

A てん補期間開始後、業務復帰するも、ケガまたは病気の影響により、健康的に従事していた業務に一部従事できず、所得が健康時の80%を下回った場合は、その割合に応じて保険金をお支払いします。
 (例) 健康時の所得 (月収) : 40万円、一部復職時の所得 (月収) 10万円、保険金額: 20万円の場合
 $20万円(保険金額) \times \{1 - 10万円(回復後の所得) \div 40万円(健康時の所得)\} = 15万円(1か月あたり)$ が保険金として支払われます。
 一部復職した場合の保険金は、
 $保険金額(支払基礎所得額) \times 所得喪失率(1 - \frac{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}) \times 約定給付率(100\%)$ で算出します。

Q 自宅療養中も補償されますか?

A はい、入院中はもちろん、医師の指示による自宅療養も補償の対象です。

Q 退職しても保険金は支払われますか?

A はい、退職しても保険期間中に開始した就業障害が継続し、保険金支払条件を満たす限り保険金をお支払いします。

Q 私傷病 (スポーツやレジャーなど) が原因の就業障害も補償されますか?

A はい、業務上の傷病のみならず、私傷病による就業障害も補償されます。また、国内、国外を問わず補償されます。(例: 海外赴任、海外出張、海外旅行など)

